

財務諸表

当社の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、朝日監査法人の監査証明を受けております。なお、銀行法第20条第1項の規定により作成した書類について商法特例法(昭和49年法律第22号)により、前事業年度の旧三井住友銀行及び当事業年度は朝日監査法人の監査を、前事業年度の旧わかしお銀行は監査法人トーマツの監査をそれぞれ受けております。

以下の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書は、上記の財務諸表に基づいて作成しております。

貸借対照表

(金額単位 百万円)

科目	平成13年度末 平成14年3月31日現在		平成14年度末 平成15年3月31日現在
	旧三井住友銀行	旧わかしお銀行	
(資産の部)			
現金預け金	5,458,430	62,301	3,288,593 ⁹
現金	1,271,992	12,665	1,260,311
預け金	4,186,438	49,636	2,028,281
コールローン	620,406	493	99,774
買現先勘定	432,730	—	78,679
債券貸借取引支払保証金	—	—	1,981,243
買入金銭債権	146,650	—	92,436
特定取引資産	2,705,648	—	3,950,372 ⁹
商品有価証券	9,827	—	95,512
商品有価証券派生商品	91	—	81
特定取引有価証券派生商品	12	—	121
特定金融派生商品	1,831,961	—	2,646,077
その他の特定取引資産	863,755	—	1,208,579
金銭の信託	33,858	—	24,628
有価証券	20,442,996	53,291	23,656,385 ⁹
国債	9,599,109	18,086	12,349,063 ³
地方債	429,412	6,930	294,274
社債	1,183,562	21,766	2,081,107
株式	5,595,410	920	3,508,151 ^{1,2}
その他の証券	3,635,501	5,587	5,423,788 ²
貸出金	59,928,368	373,951	57,282,365 ^{4,5,6,7,9,10}
割引手形	857,827	10,968	649,636 ⁸
手形貸付	7,897,569	69,884	7,210,655
証書貸付	39,435,408	274,046	40,896,218
当座貸越	11,737,562	19,052	8,525,854
外国為替	779,142	206	724,771
外国他店預け	48,491	159	72,425
外国他店貸	131,166	—	120,340
買入外国為替	358,880	—	335,835 ⁸
取立外国為替	240,604	46	196,168
その他資産	5,344,106	1,412	1,848,486
未決済為替貸	29,087	180	6,110
前払費用	5,650	0	10,609
未収収益	362,359	451	155,140
先物取引差入証拠金	20,653	—	12,479
先物取引差金勘定	155	—	—
保管有価証券等	825	—	—
金融派生商品	1,396,901	—	994,511
繰延ヘッジ損失	—	142	— ¹¹
社債発行差金	220	—	376
債券借入取引担保金	3,020,519	—	—
その他の資産	507,732	638	669,258
動産不動産	890,981	10,162	707,303 ^{12,13,14}
土地建物動産	788,197	8,963	612,782
建設仮払金	2,606	—	2,925
保証金権利金	100,177	1,198	91,594
繰延税金資産	1,741,114	—	1,814,625
支払承諾見返	5,529,996	1,339	4,416,292
貸倒引当金	1,971,849	4,943	2,074,797
資産の部合計	102,082,581	498,215	97,891,161

(金額単位 百万円)

科目	平成13年度末 平成14年3月31日現在		平成14年度末 平成15年3月31日現在
	旧三井住友銀行	旧わかしお銀行	
(負債の部)			
預金	61,051,813	460,193	58,610,731
当座預金	4,598,808	26,178	4,984,121
普通預金	23,915,577	120,046	26,158,050
貯蓄預金	1,314,621	4,228	1,244,425
通知預金	6,241,545	3,014	3,080,382
定期預金	20,932,561	294,798	18,951,501
定期積金	0	7,941	6,500
その他の預金	4,048,698	3,986	4,185,749
譲渡性預金	6,577,539	8,500	4,913,526
コールマネー	3,883,991	—	2,686,456 ⁹
売現先勘定	1,100,446	—	4,124,094 ⁹
債券貸借取引受入担保金	—	—	4,777,187 ⁹
売渡手形	6,868,800	—	6,203,300 ⁹
コマーシャル・ペーパー	1,001,000	—	50,500
特定取引負債	1,797,086	—	2,425,632
売付商品債券	—	—	3,267
商品有価証券派生商品	79	—	76
特定取引有価証券派生商品	0	—	423
特定金融派生商品	1,797,006	—	2,421,864
借入金	3,406,286	—	2,795,160
再割引手形	58,784	—	—
借入金	3,347,501	—	2,795,160 ¹⁵
外国為替	300,162	—	392,727
外国他店預り	192,766	—	296,106
外国他店借	56,057	—	47,648
売渡外国為替	27,822	—	19,259
未払外国為替	23,514	—	29,712
社債	2,133,754	—	2,624,099 ¹⁶
転換社債	1,106	—	—
信託勘定借	—	—	5,953
その他負債	4,962,176	3,412	1,428,432
未決済為替借	7,886	285	9,680
未払法人税等	31,874	16	3,739
未払費用	166,950	763	102,942
前受収益	37,055	441	44,493
従業員預り金	46,253	—	47,491
給付補てん備金	—	14	6
先物取引受入証拠金	860	—	13
先物取引差金勘定	795	—	33,802
金融派生商品	887,205	142	724,185
繰延ヘッジ利益	92,987	—	155,786 ¹¹
債券貸付取引担保金	3,162,009	—	—
その他の負債	528,297	1,749	306,290
賞与引当金	11,342	162	9,898
退職給付引当金	116,854	3,961	72,816
債権売却損失引当金	80,576	574	17,169
特別法上の引当金	18	—	18
金融先物取引責任準備金	18	—	18
再評価に係る繰延税金負債	63,137	—	57,937 ¹²
支払承諾	5,529,996	1,339	4,416,292 ⁹
負債の部合計	98,886,088	478,144	95,611,937

(次ページに続く)

(貸借対照表続き)

(金額単位 百万円)

科目	平成13年度末 平成14年3月31日現在		平成14年度末 平成15年3月31日現在
	旧三井住友銀行	旧わかしお銀行	
(資本の部)			
資本金	1,326,746	20,831	—
資本準備金	1,326,758	0	—
再評価差額金	100,346	—	—
その他の剰余金	740,874	0	—
その他の資本剰余金	357,614	—	—
資本準備金減少差益	357,614	—	—
任意積立金	221,560	—	—
海外投資等損失準備金	58	—	—
行員退職積立金	1,656	—	—
別途準備金	219,845	—	—
当期末処分利益	161,699	0	—
その他有価証券評価差額金	297,950	759	—
自己株式	283	—	—
資本の部合計	3,196,492	20,071	—
(資本の部)			
資本金	—	—	559,985 ¹⁷
資本剰余金	—	—	1,237,307
資本準備金	—	—	879,693 ¹⁸
その他資本剰余金	—	—	357,614
資本準備金減少差益	—	—	357,614
利益剰余金	—	—	414,536 ¹⁹
任意積立金	—	—	221,548
海外投資等損失準備金	—	—	46
行員退職積立金	—	—	1,656
別途準備金	—	—	219,845
当期末処分利益	—	—	192,987
土地再評価差額金	—	—	85,259 ¹²
その他有価証券評価差額金	—	—	17,864
資本の部合計	—	—	2,279,223
負債及び資本の部合計	102,082,581	498,215	97,891,161

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(金額単位 百万円)

科目	平成13年度 自平成13年4月1日 至平成14年3月31日		平成14年度 自平成14年4月1日 至平成15年3月31日
	旧三井住友銀行	旧わかしお銀行	
	経常収益	2,791,405	
資金運用収益	2,192,961	11,541	82,914
貸出金利息	1,256,848	10,767	34,190
有価証券利息配当金	504,732	726	40,074
コールローン利息	4,432	11	67
買現先利息	1,781	—	28
債券貸借取引受入利息	—	—	28
買入手形利息	27	—	0
預け金利息	185,085	0	458
金利スワップ受入利息	173,443	—	4,791
その他の受入利息	66,611	35	3,275
信託報酬	—	—	5
役務取引等収益	239,645	830	31,783
受入為替手数料	100,509	440	10,525
その他の役務収益	139,135	390	21,257
特定取引収益	121,414	—	11,704
商品有価証券収益	—	—	179
特定金融派生商品収益	120,302	—	11,440
その他の特定取引収益	1,112	—	85
その他業務収益	150,886	1,465	14,702
外国為替売買益	10,439	22	12,369
国債等債券売却益	124,773	1,440	1,612
国債等債券償還益	—	1	—
金融派生商品収益	15,110	—	394
その他の業務収益	562	—	326
その他経常収益	86,498	306	5,140
株式等売却益	54,196	60	3,145
金銭の信託運用益	1,810	—	75
その他の経常収益	30,490	245	1,918 ¹
経常費用	3,313,512	13,667	77,487
資金調達費用	716,677	1,014	16,122
預金利息	323,249	937	6,102
譲渡性預金利息	14,430	2	174
コールマネー利息	8,807	0	64
売現先利息	17,379	—	454
債券貸借取引支払利息	—	—	1,828
売渡手形利息	1,253	—	27
コマニシャル・ペーパー利息	970	—	0
借入金利息	136,900	0	4,067
社債利息	31,187	—	1,266
社債発行差金償却	50	—	1
転換社債利息	97	—	—
金利スワップ支払利息	—	72	—
その他の支払利息	182,350	2	2,134
役務取引等費用	74,373	589	8,338
支払為替手数料	20,634	94	1,067
その他の役務費用	53,738	495	7,270
特定取引費用	125	—	103
商品有価証券費用	107	—	—
特定取引有価証券費用	17	—	103
その他業務費用	60,445	868	5,120
国債等債券売却損	50,522	22	5,040
国債等債券償還損	1,985	846	1
国債等債券償却	5,704	—	15
社債発行費償却	2,161	—	—
その他の業務費用	71	—	63
営業経費	696,775	8,352	36,549
その他経常費用	1,765,115	2,841	11,253
貸倒引当金繰入額	1,158,947	882	—
貸出金償却	283,895	1,468	320
債権売却損失引当金繰入額	37,034	—	—
株式等売却損	54,300	6	5,802
株式等償却	130,585	123	1,076
金銭の信託運用損	1,867	—	—
その他の経常費用	98,485	360	4,054 ²
経常利益(は経常損失)	522,106	477	68,763

(次ページに続く)

(損益計算書続き)

(金額単位 百万円)

科目	平成13年度 自平成13年4月1日 至平成14年3月31日		平成14年度 自平成14年4月1日 至平成15年3月31日
	旧三井住友銀行	旧わかしお銀行	
特別利益	26,783	459	40,016
動産不動産処分益	4,360	9	773
償却債権取立益	258	449	1,038
その他の特別利益	22,164	—	38,203 ³
特別損失	41,314	913	2,669
動産不動産処分損	18,562	142	1,819
その他の特別損失	22,752	770	850 ⁴
税引前当期純利益(は税引前当期純損失)	536,637	22	106,109
法人税、住民税及び事業税	32,737	22	905
法人税等調整額	246,522	—	77,836
当期純利益(は当期純損失)	322,852	0	183,040
前期繰越利益	68,994	—	0
合併による未処分利益受入額	114,169	—	398
再評価差額金取崩額	59,967	—	—
土地再評価差額金取崩額	—	—	9,547
利益準備金取崩額	241,421	—	—
当期末処分利益	161,699	0	192,987

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

利益処分計算書

(金額単位 百万円)

科目	平成13年度		平成14年度 株主総会承認日 〔平成15年6月27日〕
	旧三井住友銀行 株主総会承認日 〔平成14年6月27日〕	旧わかしお銀行 株主総会承認日 〔平成14年6月27日〕	
(当期末処分利益の処分)			
当期末処分利益	161,699	0	192,987
任意積立金取崩額	12	—	7
海外投資等損失準備金取崩額	12	—	7
計	161,711	0	192,995
利益処分額	37,349	—	—
第1回第一種優先株式配当金 (1株につき10円50銭)	703	—	—
第2回第一種優先株式配当金 (1株につき28円50銭)	2,850	—	—
第五種優先株式配当金 (1株につき13円70銭)	10,960	—	—
普通株式配当金 (1株につき4円)	22,835	—	—
任意積立金	0	—	—
海外投資等損失準備金	0	—	—
次期繰越利益	124,362	0	192,995
(その他資本剰余金の処分)			
その他資本剰余金	—	—	357,614
その他資本剰余金処分額	—	—	—
その他資本剰余金次期繰越額	—	—	357,614

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については期末前日1カ月の市場価格の平均等、それ以外については期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く。）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 動産不動産

動産不動産の減価償却は、定額法（ただし、動産については定率法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7年～50年
動産	2年～20年

なお、平成10年3月31日以前に取得した建物（建物附属設備を除く。）の減価償却の方法は、従来、定率法を採用していましたが、当期より定額法に変更しております。これは、旧株式会社三井住友銀行との合併を契機に、建物の減価償却方法を見直したところ、建物については長期かつ安定的に使用されることが予想されるため、全ての建物について定額法で償却することが期間損益をより適正に算定するために合理的と判断したためであります。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ38百万円増加しております。

また、上記合併は当下半期中に行われたため、当中間期については従来の方法によっております。従って、当中間期の経常利益及び税引前中間純利益は、変更後の方法によった場合に比べ、それぞれ22百万円少なく計上されております。

(2) ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

5. 繰延資産の処理方法

新株発行費及び社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。また、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行っております。

6. 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号。以下、「旧報告」という。）が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準（「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」（企業会計審議会平成11年10月22日））を適用していましたが、当期からは「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱

い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する経過措置に基づき旧報告が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準を適用しております。当該経過措置に基づき、「資金関連スワップ取引」及び「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、従前の方法により会計処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、貸借対照表上、相殺表示しております。

資金関連スワップ取引については、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。

なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額を将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

なお、当事業年度より、「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法（DCF法）が採用されている場合の監査上の留意事項」（日本公認会計士協会平成15年2月24日）等の趣旨を踏まえ、当該債務者に対する債権の全部又は一部が3か月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類される債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、キャッシュ・フロー見積法（DCF法）を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は954,041百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務：

その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：

各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理

なお、会計基準変更時差異については、5年による按分額を費用処理しております。

- (4) 債権売却損失引当金
株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
- (5) 金融先物取引責任準備金
金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。
8. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
9. ヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の方法として、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、「リスク調整アプローチ」を適用しております。これは、デリバティブ取引を用いて貸出金、預金等の多数の金融資産及び負債から生じる金利リスクを総体で管理するマクロヘッジの一手法であり、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められた要件を満たす方法であります。ヘッジ有効性の評価は、許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブ取引のリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを四半期毎に検証することにより行っております。また、会計処理方法としては、繰延ヘッジ会計を適用しております。
また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、金融商品会計基準に規定する包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。
なお、リスク管理方針との整合性を考慮し、一部のヘッジ目的のデリバティブ取引については、「金利スワップの特例処理」等を適用しております。
10. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
11. その他財務諸表作成のための重要な事項
- (1) 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準
「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。これによる当事業年度の資産及び資本に与える影響はありません。
なお、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。
- (2) 1株当たり当期純利益に関する会計基準
「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成14年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる影響は、ありません。

【追加情報】

外形標準課税に係る事業税

東京都に係る事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年4月1日東京都条例第145号)以下、「都条例」という。)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。

平成12年10月18日、株式会社さくら銀行及び株式会社住友銀行は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年3月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金16,633百万円及び損害賠償金200百万円の請求を認める判決を言い渡しました。さらに、平成14年3月29日、東京都は、東京高等裁判所に控訴し、同年4月9日、株式会社三井住友銀行を含む一審原告各行も東京高等裁判所に控訴し、平成15年1月30日、東京高等裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金36,175百万円の請求を認める判決を言い渡しました。同年2月10日、東京都は、上告及び上告受理申立てをし、同月13日、株式会社三井住友銀行を含む一審原告各行も上告及び上告受理申立てを行っております。

このように当行は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当期における会計処理についても、前期と同様に東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものとして認めたということではありません。都条例施行に伴い、東京都に係る事業税については、前々期が株式会社さくら銀行が第11期に計上した金額と株式会社住友銀行が第157期に計上した金額の合計で16,833百万円、前期が株式会社三井住友銀行が第1期に計上した金額が19,862百万円、当期が1,439百万円(株式会社三井住友銀行が第2期に計上した金額との合計で18,269百万円)を「その他の経常費用」に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常利益はそれぞれ同額減少しております。また、所得が課税標準である場合に比べ、「法人税、住民税及び事業税」への影響はありません。この損益影響により、純資産額は32,495百万円減少しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は98,703百万円減少し、「再評価に係る繰延税金負債」は3,236百万円減少しており、これらにより純資産額は95,467百万円減少しております。また、大阪府に係る事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年6月9日大阪府条例第131号)以下、「府条例」という。)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。

平成14年4月4日に、株式会社三井住友銀行は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。なお、大阪府に係る事業税については、平成14年5月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成14年5月30日大阪府条例第77号)以下、「平成14年改正府条例」という。)が、平成15年4月1日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成15年3月25日大阪府条例第14号)以下、「平成15年改正府条例」という。)が、それぞれ施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例は平成15年4月1日以後開始する事業年度より適用されることとなりました。これにより、当期に係る大阪府に対する事業税については、平成15年改正府条例附則2の適用を受け、当行の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例、平成14年改正府条例及び平成15年改正府条例を合憲・適法なものとして認めたということではありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は48,699百万円減少し、「再評価に係る繰延税金負債」は1,575百万円減少しており、これらにより純資産額は47,124百万円減少しております。

(貸借対照表関係)

- 株式には親会社株式1,440百万円が含まれております。
- 子会社の株式及び出資総額1,185,319百万円
- 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「国債」に999百万円含まれております。また、使用貸借又は質貸借契約により貸し付けている有価証券は、「国債」に140百万円含まれております。
無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差入れている有価証券は2,064,696百万円、当期末に当該処分をせずに所有しているものは84,767百万円です。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は172,403百万円、延滞債権額は2,390,173百万円です。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、40,811百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は114,756百万円です。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,492,199百万円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は5,169,531百万円です。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、40,811百万円です。
なお、上記4.から7.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は985,472百万円です。
- 担保に供している資産は次のとおりです。
担保に供している資産
現金預け金 105,888百万円
特定取引資産 988,846百万円
有価証券 11,309,257百万円
貸出金 4,738,320百万円
担保資産に対応する債務
コールマネー 1,700,000百万円
売現先勘定 4,106,910百万円
債券貸借取引受入担保金 4,159,736百万円
売渡手形 6,203,300百万円
支払承諾 96,270百万円
上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金54,330百万円、特定取引資産13,937百万円、有価証券4,647,739百万円及び貸出金781,138百万円を差し入れております。

- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、27,744,811百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが25,709,692百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- 繰延ヘッジ会計を適用したヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は937,683百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,093,469百万円です。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。
再評価を行った年月日
平成10年3月31日及び平成14年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行った算出
- 動産不動産の減価償却累計額 497,262百万円
- 動産不動産の圧縮帳額 71,044百万円
(当期圧縮帳額 百万円)
- 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,513,625百万円が含まれております。
- 社債には、劣後特約付社債634,859百万円が含まれております。
- 会社が発行する株式の総数
普通株式 100,000千株
第一種優先株式 67千株
第二種優先株式 100千株
第三種優先株式 800千株
第四種優先株式 250千株
第五種優先株式 250千株
第六種優先株式 300千株
発行済株式総数
普通株式 54,811千株
第一種優先株式 67千株
第二種優先株式 100千株
第三種優先株式 800千株
- 資本準備金による欠損てん補
欠損てん補に充当された金額 4,881百万円
欠損てん補を行った年月 平成13年6月
- 商法旧第290条第1項第6号に規定されている時価を付したことにより増加した純資産額は124,744百万円です。

(損益計算書関係)

- その他の経常収益には、退職給付信託に係る信託設定益660百万円を含んでおります。
- その他の経常費用には、東京都に係る事業税1,439百万円を含んでおります。
- その他の特別利益は、貸倒引当金戻入益38,145百万円及び債権売却損失引当金戻入益58百万円です。
- その他の特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額831百万円を含んでおります。

(リース取引関係)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

- リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	(金額単位 百万円)		
	動産	その他	合計
取得価額相当額	42,408	9,029	51,438
減価償却累計額相当額	20,663	4,210	24,873
期末残高相当額	21,745	4,818	26,564

- 未経過リース料期末残高相当額

	(金額単位 百万円)		
	1年内	1年超	合計
	7,974	19,453	27,427

- 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	402百万円
減価償却費相当額	372百万円
支払利息相当額	33百万円

- 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

- 未経過リース料

	(金額単位 百万円)		
	1年内	1年超	合計
	14,933	89,421	104,355

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(金額単位 百万円)	
繰延税金資産	
貸倒引当金	820,235
有価証券償却	596,345
税務上の繰越欠損金	373,378
貸出金償却	319,568
退職給付引当金	102,282
減価償却費	8,321
その他有価証券評価差額金	6,899
債権売却損失引当金	6,884
その他	70,195
繰延税金資産小計	2,304,111
評価性引当額	454,809
繰延税金資産合計	1,849,301
繰延税金負債	
退職給付信託設定益	25,328
その他	9,348
繰延税金負債合計	34,676
繰延税金資産の純額	1,814,625

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

(単位 %)	
法定実効税率	38.62
(調整)	
受取配当金益金不算入	0.09
外国税額	0.49
評価性引当額	47.58
全国一律外形標準課税導入に伴う税率変更	63.76
その他	0.18
税効果会計適用後の法人税等の負担率	72.50

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正額

「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より銀行業に対する法人事業税に係る課税標準が、従来の「所得及び清算所得」と規定されていたもの(平成15年改正前地方税法第72条の12)から、「付加価値額」、「資本等の金額」及び「所得及び清算所得」に変更されることにより、「付加価値額」及び「資本等の金額」が課税標準となる事業税は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないこととなります。また、これを受けて都条例及び府条例に基づく東京都、大阪府に係る法人事業税は、平成16年4月1日に開始する事業年度以降は、法律上の根拠を失い適用されないこととなります。この変更に伴い、当行の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する平成16年度以降の法定実効税率は、当期の38.62%から40.46%となり、「繰延税金資産」は67,657百万円増加し、当期に計上された「法人税等調整額」は同額減少しております。また、「再評価に係る繰延税金負債」は2,634百万円増加し、「土地再評価差額金」は同額減少しております。

(1株当たり情報)

(金額単位 円)	
1株当たり純資産額	17,846.95
1株当たり当期純利益	68,437.74
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	66,527.24

(注)1. 当事業年度から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。この変更による1株当たり情報に与える影響はありません。

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定の基礎は、次のとおりであります。

1株当たり当期純利益	
当期純利益	183,040百万円
普通株主に帰属しない金額	
普通株式に係る当期純利益	183,040百万円
普通株式の期中平均株式数	2,674千株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
当期純利益調整額	
普通株式増加数	76千株
(うち優先株式)	76千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	

有価証券関係 (平成14年度 自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)

有価証券の範囲

貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及びコマーシャル・ペーパー、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー及び貸付債権信託受益権も含めて記載しております。

(1) 売買目的有価証券

(金額単位 百万円)

	平成15年3月末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	1,304,092	414

(2) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(金額単位 百万円)

	平成15年3月末				
	貸借対照表計上額	時価	差額	評価差額	
				うち益	うち損
国債	261,027	263,844	2,816	2,816	—
その他	24,747	25,734	986	1,092	105
合計	285,775	289,578	3,803	3,909	105

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(3) 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

(金額単位 百万円)

	平成15年3月末		
	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	80,640	60,212	20,428
関連会社株式	—	—	—
合計	80,640	60,212	20,428

(注) 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

(4) その他有価証券で時価のあるもの

(金額単位 百万円)

	平成15年3月末				
	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	評価差額	
				うち益	うち損
株式	3,068,818	2,916,463	152,354	105,269	257,624
債券	13,185,483	13,294,195	108,712	112,417	3,705
国債	12,013,653	12,088,036	74,383	77,719	3,336
地方債	285,316	294,274	8,957	9,041	84
社債	886,513	911,885	25,371	25,656	284
その他	4,257,285	4,283,071	25,785	39,993	14,207
目的区分変更	—	—	36	36	—
合計	20,511,587	20,493,730	17,820	257,717	275,537

(注) 1. 貸借対照表計上額は、株式については期末日前1カ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、期末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3. その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したのものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。当期におけるこの減損処理額は65百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落
要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落
なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(5) 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(金額単位 百万円)

	平成15年3月末
満期保有目的の債券 非上場外国証券	404
子会社・関連会社株式 子会社株式 関連会社株式 その他	1,087,745 15,402 16,933
その他有価証券 非上場債券 非上場外国証券 非上場株式(店頭売買株式を除く。) その他	1,169,222 193,160 246,305 125,308

有価証券関係 (平成13年度 自平成13年4月1日 至平成14年3月31日)

旧三井住友銀行

有価証券の範囲

貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、譲渡性預け金及びコマーシャル・ペーパー、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー及び貸付債権信託受益権等も含めて記載しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(1) 売買目的有価証券

(金額単位 百万円)

	平成14年3月末	
	貸借対照表計上額	前期の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	873,583	265

(2) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(金額単位 百万円)

	平成14年3月末				
	貸借対照表計上額	時価	差額	評価差額	
				うち益	うち損
国債	100,968	101,400	431	431	—
その他	26,992	27,708	715	734	19
合計	127,961	129,108	1,146	1,165	19

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(3) 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

(金額単位 百万円)

	平成14年3月末		
	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	104,003	101,413	2,589
関連会社株式	8,485	10,974	2,488
合計	112,488	112,387	101

(注) 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

(4) その他有価証券で時価のあるもの

(金額単位 百万円)

	平成14年3月末				
	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	評価差額	
				うち益	うち損
株式	5,234,755	4,733,857	500,897	180,943	681,841
債券	10,517,923	10,555,706	37,783	55,597	17,814
国債	9,463,294	9,498,141	34,847	39,207	4,360
地方債	421,315	429,412	8,097	9,764	1,667
社債	633,314	628,153	5,161	6,625	11,786
その他	2,775,933	2,757,392	18,540	7,696	26,236
目的区分変更	—	—	61	61	—
合計	18,528,611	18,046,957	481,593	244,299	725,892

(注) 1. 貸借対照表計上額は、株式については期末日前1カ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、期末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したのものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。当期におけるこの減損処理額は97,140百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落
 要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落
 正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落

(5) 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(金額単位 百万円)

	平成14年3月末
満期保有目的の債券 非上場外国証券	3,384
子会社・関連会社株式 子会社株式 関連会社株式 その他	894,584 177,502 16,507
その他有価証券 非上場債券 非上場外国証券 非上場株式(店頭売買株式を除く。) その他	555,408 347,494 143,314 112,358

旧わかしお銀行

(1) 売買目的有価証券

該当ありません。

(2) 満期保有目的有価証券

該当ありません。

(3) その他有価証券で時価のあるもの

(金額単位 百万円)

	平成14年3月末				
	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	評価差額	
				うち益	うち損
株式	28	219	191	191	—
債券	46,993	46,783	209	171	381
国債	18,087	18,086	1	24	25
地方債	6,919	6,930	10	40	29
社債	21,985	21,766	219	106	325
その他	6,205	5,464	741	27	769
合計	53,226	52,466	759	390	1,150

(注) 貸借対照表計上額は、株式は期末日前1カ月平均の市場価格等に基づいて算定された額より、また、それ以外については、期末日における市場価格等時価よりそれぞれ計上したものであります。

(4) 時価のない有価証券の内容及び貸借対照表計上額

(金額単位 百万円)

	平成14年3月末
その他有価証券 社債 非上場株式 非上場外国証券 その他の証券	— — 701 — 123

金銭の信託関係（平成14年度 自平成14年4月1日 至平成15年3月31日）

(1) 運用目的の金銭の信託

(金額単位 百万円)

	平成15年3月末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に 含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	1,629	12

(2) 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

(3) その他の金銭の信託

(運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託)

(金額単位 百万円)

	平成15年3月末				
	取得原価	貸借対照表 計上額	評価差額	うち	
				益	損
その他の 金銭の信託	23,043	22,999	44	510	555

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

金銭の信託関係（平成13年度 自平成13年4月1日 至平成14年3月31日）

旧三井住友銀行

(1) 運用目的の金銭の信託

(金額単位 百万円)

	平成14年3月末	
	貸借対照表計上額	前期の損益に 含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	3,715	—

(2) 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

(3) その他の金銭の信託

(運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託)

(金額単位 百万円)

	平成14年3月末				
	取得原価	貸借対照表 計上額	評価差額	うち	
				益	損
その他の 金銭の信託	33,968	30,142	3,825	135	3,960

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

旧わかしお銀行

該当ありません。

取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成15年3月末			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
取引所	金利先物	92,339,698	10,224,613	5,711	5,711
	金利オプション	1,831,703	205,802	23	23
店頭	金利先渡契約	5,843,004	1,045,000	177	177
	金利スワップ	258,232,044	192,650,703	219,260	219,260
	金利スワップション	2,189,392	1,318,856	4,163	4,163
	キャップ	3,237,463	2,099,085	655	655
	フロアー	317,848	262,000	3,907	3,907
	その他	74,592	74,592	229	229
合計				225,756	225,756

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成15年3月末			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
店頭	通貨スワップ	6,504,001	5,103,517	4,863	4,863
	通貨スワップション	1,195,243	1,195,243	10,550	10,550
合計				5,687	5,687

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記(注)3.の取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。
3. 先物為替予約、通貨オプション等のうち、期末日に引直しを行い、その損益を損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。
 引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	平成15年3月末	
		契約額等	
店頭	為替予約	27,586,976	
	通貨オプション	6,197,358	

(3) 株式関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成15年3月末			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
店頭	有価証券店頭オプション	0	—	0	0
	有価証券店頭指数等スワップ	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
合計				0	0

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成15年3月末			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
取引所	債券先物	229,921	—	289	289
	債券先物オプション	4,000	—	8	8
店頭	債券店頭オプション	—	—	—	—
合計				297	297

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成15年3月末			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
店頭	商品スワップ	62,099	54,717	769	769
	商品オプション	12,738	8,126	28	28
合計				797	797

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。
3. 商品はオイルに係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成15年3月末			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	—	—	—	—
	その他	2,056	1,600	7	7
合計				7	7

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。

デリバティブ取引関係（平成13年度 自平成13年4月1日 至平成14年3月31日）

旧三井住友銀行

取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成14年3月末			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
取引所	金利先物	15,871,971	884,187	238	238
	金利オプション	1,276,246	—	26	26
店頭	金利先渡契約	5,001,000	1,360,000	88	88
	金利スワップ	215,866,197	142,440,648	67,336	67,336
	スワップション	949,656	301,755	2,180	2,180
	キャップ	4,374,379	3,158,091	326	326
	フロアー	360,776	231,774	5,640	5,640
	その他	8,500	8,000	0	0
合計				71,475	71,475

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成14年3月末			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
店頭	通貨スワップ	5,388,800	3,957,076	7,681	7,681
	その他	751,069	751,069	2,982	2,982
合計				4,698	4,698

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記(注)3.の取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。
3. 先物為替予約、通貨オプション等のうち、期末日に引直しを行い、その損益を損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。
 引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	平成14年3月末	
		契約額等	
店頭	為替予約	41,694,524	
	通貨オプション	6,898,055	

(3) 株式関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成14年3月末			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
店頭	有価証券店頭オプション	—	—	—	—
	有価証券店頭指数等スワップ	—	—	—	—
	その他	8	—	0	0
合計				0	0

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成14年3月末			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
取引所	債券先物	26,600	—	12	12
	債券先物オプション	5,000	—	11	11
店頭	債券店頭オプション	390	—	11	11
合計				11	11

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成14年3月末			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
店頭	商品スワップ	3,837	3,593	142	142
	商品オプション	10,052	8,938	37	37
合計				180	180

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。
3. 商品はオイルに係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成14年3月末			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	—	—	—	—
	その他	11,340	10,057	6,986	6,986
合計				6,986	6,986

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。

旧わかしお銀行

1. 取引の状況に関する事項

デリバティブ取引は、金利・為替・株式・債券などを先物・オプション・スワップ取引の形で組み合わせ、変動リスクを回避し、有効かつ効率的な運用・調達を行う手段として、有効なものであります。その一方で、市場価格の変動により大きな損益が発生する場合も有り、その商品の性質・取引管理に十分配慮し、取引を適切に活用・管理していくことが重要であります。

当行のデリバティブ取引は、金利リスク等のヘッジとして主に個人の住宅ローン等に対する金利スワップ取引が中心であります。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成14年3月末			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	2,000	1,000	1,857	142
	受取変動・支払変動	—	—	—	—

(注) 時価の算定：店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(引き直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引)

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成14年3月末	
		契約額等	時価
店頭	為替予約		
	売建		241
	買建		238

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債権関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ関連取引

該当ありません。